

様式C-19

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年3月31日現在

機関番号：13903

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21510258

研究課題名（和文）バスク・ディアスpora政策におけるナショナリティとテリトリアリティ

研究課題名（英文）Nationality and Territoriality in the Basque Diaspora Politics

研究代表者

萩尾 生 (HAGIO SHO)

名古屋工業大学・大学院工学研究科・教授

研究者番号：10508419

研究成果の概要（和文）：

スペインのバスク自治州政府が1994年以来実施している在外バスク系同胞支援策は、在外同胞の帰還支援よりも、スペイン中央政府を介さない自治州政府と在外同胞との関係性の構築に主眼があった。また、帰還すべき「バスク本土」の領域性と「在外バスク系同胞」に対する民族性に関して、自治州政府と在外バスク系同胞との間には認識のずれがある。予算と受益者が限定的な在外同胞支援策の意義と効果は、つねに議論の俎上にある。

研究成果の概要（英文）：

Basque diaspora politics, which has been run by the Basque Autonomous Government in Spain since 1994, mainly aims at rather establishing a direct relationship, without intervention of the Spanish Government, with the overseas Basque collectivities than supporting their return back to the Basque Homeland, the perception of which is not necessarily shared between the Basque Government and the overseas Basque collectivities. With limited budget and number of the beneficiary, significance and effectiveness of the Basque diaspora politics is constantly taken up for discussion.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：ディアスpora、ナショナリティ、テリトリアリティ、バスク

1. 研究開始当初の背景

西欧において誕生した近代国民国家は、「国民=領土=国家」という三位一体の神話によって存立する。そして、その一元性を担保するために、重層的かつ多面的な「ナショナリティ」（任意の人間集団が教諭する歴史的・言語文化的アイデンティティ）と「テリトリアリティ」（経済社会的固有性を共有するチリ空間上のまとまり）を、それぞれ均質

な「国民（ネーション）」および「国家」の下に統合し、かつまた支配してきた。ところが、1960年代以降の西欧の国民国家は、一方ではEU統合に見られる超国家的統合により、他方では国民国家に対する国内少数民族や地域の異議申し立て、さらにはそれに伴う分権化の動きにより、国家の枠組みが相対化されつつある。

研究代表者は、西欧近代国民国家のこのよ

うな揺らぎの構造を、EU 統合の過程にのみ求めるのではなく、ナショナリティとテリトリアリティが内包する論理それ自体と、国家統合の論理である「国民」および「国土」との位相のいずれの中に読み取る作業を進めてきた。その際、マクロな視点からだけでなく、個別特有の社会が直面している変化・変容の諸相に具体的に照らし合わせて読み解くことが不可欠だと認識に立ち、スペインとフランスの両国に跨るバスク地方を事例研究の対象地域としている。

この点に関して、研究代表者を含む幾多のバスク研究者の調査研究から今日までに得られてきた知見を要約すると、次のようになる。第一に、「バスク民族」という人的集団としてのナショナリティは、血筋のような客観的基準による規定から、「バスク人でありたい」といったような主観的基準による規定へと移行しつつある。この傾向は、血筋や言語などの「バスク人」としての「客観的」要素を兼備している者ほど顕著である。そして第二に、「バスク地方」というテリトリアリティに対する認識は、スペインのバスク自治州のみを指す狭義の「バスク地方」と、これに加えてナバーラ自治州とフランス領バスク地方をも併せ含む広義の「バスク地方」とに二分される。

では、このようなナショナリティおよびテリトリアリティ認識は、時間（世代）と空間を隔てた在外バスク系同胞コミュニティと相対する場合に、どのような様相あるいは変容を呈するであろうか。

2. 研究の目的

本研究は、上述した背景と問題意識において、スペインのバスク自治州が 1994 年以来実施しているディアスボラ政策、すなわち「ホームランド」としてのバスク自治州とその外部の在外バスク系同胞コミュニティとの間の関係性を律する政策を通して、バスク社会のナショナリティとテリトリアリティが内包する論理を、従前のように「バスク・ホームランド」という「内側」からだけの視点ではなく、「在外バスク系同胞」という「外側」からの視点を踏まえて照射することを目指したものである。

具体的には、1994 年にバスク自治州政府が公布した「バスク自治州の外におけるバスク系同胞コミュニティおよび《バスクの家 Euskal Etxea》との関係についての 1994 年 5 月 27 日付け第 8 号法」（以下「関係法」と略す）を中心に、政策立案・施策側と、当該施策の受益者側の双方の立場から、主として以下の 4 点を解明しつつ、「バスク」のナショナリティとテリトリアリティの論理を、「ホームランド」の外側の視点から浮き彫りにすることを目指した。

- <1> 「関係法」が策定された背景とその経緯。
- <2> 「関係法」に記された権利を受益できる者の範囲の明確化。
- <3> 「関係法」が支援対象として明記する「バスクの家」の特性。
- <4> 「関係法」の運用に対する「バスクの家」の言説分析。

3. 研究の方法

主たる研究方法には、一方で、「関係法」に関連した一次文献資料の収集・解読と、同法策定に関与した人びとの言説分析を行い、他方で、「関係法」から何らかの便宜供与を受ける個人／組織の実地調査と言説分析を行った。

一次資料の収集は、バスク自治州議会図書館において実施した。

言説分析においては、対面式による聴き取り調査を、被聴取者の希望する言語（バスク語、スペイン語、フランス語、英語）を用いて実施した。

「関係法」策定側の言説分析については、PNV 《バスク・ナショナリスト党》の幹部に対する聴き取りを行った。そして、「関係法」の便宜供与を受ける組織の言説分析は、世界に離散するそうした組織の大半がアルゼンチンとアメリカ合衆国に集中して存在し、なおかつこれら両国では、そのような組織の連合体が設立されているため、これらの連合体に出向いて実地に聴き取りを行った。具体的には、アルゼンチンの FEVA 《アルゼンチン・バスク系団体連盟》と、NABO 《北米バスク協会》の 2 つである。また、日本の東京においても、そのような組織の 1 つである Tokyo Euskal Etxea 《東京バスクの家》が 2009 年末に発足したため、こちらには、研究代表者自ら参加し、いわゆる参与観察の手法を援用した。

ところで、研究遂行にあたっては、バスク自治州政府関係部局の協力が不可欠であった。スペインでは、1979 年末にバスク自治州が成立し、翌年春に自治州政府が発足して以来、PNV がつねに政権を担当してきた。ところが、本研究を開始する直前の 2009 年 3 月に行われた自治州議会選挙の結果、PSOE 《スペイン社会労働党》が非バスク・ナショナリストとして初めて単独で政権の座を奪取した。これに伴い、自治州政府およびその関係機関の政治任用ポストにおいて、2,000 人規模の人事異動が行われた。研究代表者はどちらの政党にも与する者ではないが、それまで十数年かけて築いてきた PNV との人的ネットワークが本研究のために使えなくなったのは、痛手であった。事実、「関係法」の受益者個人を特定できる可能性のある情報は一切、自治州政府を通じて入手することができ

なくなった。このため、「関係法」の受益者に対する聴き取り調査は、体系的ではなく、個別にコンタクトを取り、了解を得ることのできた「バスクの家」の幹部に限られてしまった。この点は、本研究における言説分析の限界であろう。

4. 研究成果

本研究から得られた事実関係と結論は、以下のとおり要約できる。

(1) 「関係法」策定の経緯

「関係法」は、当時バスク自治州政府の政権を担当していた PNV と PSOE の連立政権下において、主として前者が率先して策定したものである。

「関係法」の策定に当初より深く関与した PNV 党員で、PNV 政権下のバスク自治州政府においてバスク・ディアスボラ政策の統括官の任務に長らく携わってきた Josu Legarreta 氏によれば、法案策定に際してとくに注意した点が 2 つあったという。

1 つめは、「関係法」が「バスク民族」どうしの結束を律する民族主義的な法だと後になって曲解されないためにも、州議会における全会一致の採択を目指すことである。そのため、法案の原案作成は、バスク・ナショナリストではない、在マドリードの法曹関係の大学教授に依頼したという。当時、スペイン中央政府には PSOE が君臨しており、バスク自治州政府において PSOE と連立政権を樹立していた PNV にとっては、この PSOE との連立関係を利用したと考えられる。

とはいっても、その一方で 2 つめには、スペイン 1978 年憲法が規定する国家と自治州との権限分掌（例えば国際関係や国籍に関する事項は国家の専管事項）に抵触しないよう留意しつつ、バスク自治州政府が、スペイン政府を解さずに、在外のバスク系同胞と何らかの直接的な関係を維持できるようなルートを法的に開拓することも、明示的ではないが、目指されたのであった。

ここで、「関係法」の法案提出理由説明を読むと、「歴史的負債」という鍵概念が浮かび上がってくる。経済的困窮や政治的混乱ゆえに海外へ出立せざるを得なかつた同胞（スペイン国籍を有していたバスク人を含む）に対して、はたまたスペイン本土の政治・経済を在外から支援してくれた在外同胞に対して、スペイン本土の国民／市民は大きな「借り」があるから、それを返す必要があるという暗黙の考え方を見受けられるのである。こういう考え方には、党派を超えて、スペインのあらゆる政治勢力にかなり共有されていたから、「関係法」の策定も比較的円滑に進んだと思われる。

事実、「関係法」の法文を読む限り、同法が想定していた同法の受益者は、そのよう

在外同胞の本国帰還を支援すること、あるいは現在困窮している在外同胞を支援すること、に重点が置かれている。ところが、こうした施策は、外交、国籍、社会保障など、スペイン政府が所掌する問題と密接に関わっており、自治州政府が単独で支援ができるタイプの支援ではない。

それを見越して PNV が立ち上げたのが、「バスクの家 Euskal Etxea / los Centros Vascos」の公認という道筋であった。「バスクの家」のメンバーシップを有する者はだれでも、国籍、出自などを問わず、スペイン政府の所轄する諸手続きを介さずに、バスク自治州政府の支援を直接受けることができる。実際、「関係法」の運用を追跡すると、各種支援策の大半が、次に述べる「バスクの家」の支援に充当されていることがわかる。

(2) 「関係法」の受益者

「関係法」は、バスク自治州の外の「在外バスク系コミュニティ euskal gizatalde / las colectividades vascos」ならびに「バスクの家 Euskal Etxeak / los centros vascos」との関係を規定する、バスク自治州の法律である。同胞の受益者は、これら 2 つのいずれか一方もしくは双方に属する人びとである。

同法において、「在外バスク系コミュニティ」とは、在外のバスク系同胞の個人ないし集団を緩やかに包括する用語である。これに対して「バスクの家」とは、そのような在外バスク系コミュニティに属する個々人が、相互扶助やレクリエーションや文化活動など、何らかの共通の目的のために集まって創設した組織のうち、当該所在国の法人格を有し、なおかつバスク自治州政府の基準を満たして同政府より公認されたものを指す。

「在外バスク系コミュニティ」に属する人びととしては、次の 3 つの範疇が「関係法」第 3 条によって規定されており、いずれか 1 つの条件を満たすことが必要である。

- ① 外国に居住しているバスク人ならびにその子孫。ただし、バスク自治州憲章第 7 条 2 項が定めるとおり、当該国居住直前の登録居住地が Euskadi であり、かつたスペイン国籍を保持していることが条件。
- ② 出生地が Euskadi であり、スペイン内戦の結果外国へ避難し、そのまま外国に居住し続けている者。
- ③ 公認された「バスクの家」のメンバー。これらの 3 つの範疇のうち、バスク自治州の公的機関との優先的な関係は、③の「バスクの家」との間の関係とされる（「関係法」第 2 条 2 項）。ただし、①と②の範疇に属する者については、バスク自治州への帰還に際して、社会保障などの便宜供与を受けることができる。（「関係法」第 11 条）。

ナショナリティとテリトリアリティの問題に関するこの第3条においてとくに問題となるのは、じつは、「バスク人」ならびに「その子孫」の定義と、「Euskadi」の指す領域である。

まず、「バスク人」と「その子孫」に対する定義は、法文がない。出生地あるいは出国時の登録居住地が「Euskadi」であるか否かが、一つの判断基準であることが、法文からわかる。では、「Euskadi」の指す領域はどこか。バスク自治州で発布された「関係法」であるから、「Euskadi」の法解釈が、現バスク自治州に相当する領域であることに異論はないだろう。しかしそうなると、「民族的」ないし「領域的」にはバスクの出自であるにもかかわらず、この「関係法」の便宜供与を受けられない者が出てくることになる。

例えば、スペイン国籍を保持し、かつまたバスク人意識を有するナバラ自治州出身の者が外国に居住している場合、この者が「関係法」の利益に与ることはない。また例えば、スペイン国籍を保持し、かつまたバスク人意識を有するビスカヤ県人が英国に居住権を得て長期滞在した後、英国から日本に移動して住民登録を行い長期滞在している場合、この者の「最後の登録居住地」は英國となるため、やはり「関係法」の便宜供与を受けることができない。さらにまた、この「関係法」はバスク自治州の法律であるから、帰還先がバスク自治州内でなければ、同法第11条が規定する、帰還に係る便宜供与を受けることができない。

こうした問題の解決手段として案出されたのが、③の「バスクの家」の構成員という範疇なのである。「バスクの家」のメンバーになれば、その出自を問わず、誰でも「関係法」の受益者となることができるからである。

「関係法」の定める「バスクの家」は、スペイン政府の専管事項である国籍要件や帰化要件などの問題に抵触せずに、バスク自治州政府が、単独で、直接、世界に離散する「バスク系同胞」を包摂する可能性を与えた。この「関係法」と同様の法律を定めたカタルーニャ自治州政府が、法律の受益者としての「カタルーニャ人の子孫」を3世代まで遡ると定めたことから、2世代まで遡ると定めた国法に抵触し、係争となつたことを想起するならば、「バスクの家」という便法は、そうした国法との齟齬をきたさずに、国法の定めるナショナリティとテリトリアリティを超える巧みなやり方であったと言える。

ちなみに、今まで、ナバラ自治州とフランス領バスク地方の領域内に「バスクの家」は1つも認可されていない。このことは、「バスク・ホームランド」の領域の中に、ナバラ自治州とフランス領バスク地方も含

まれるという含意が底流に流れていることを暗示させる。

なお、「関係法」は、とくに上述の①②の範疇に属する在外バスク系同胞に対して、帰還支援をも謳っている。ところが、スペイン政府も、20世紀後半より在外スペイン系同胞の本国帰還を支援しており、この「関係法」が発布された1994年以前までに、大半の帰還希望者が、スペイン政府の所轄機関を通じて帰還していた。というのは、自治州政府を通じて手続きを行う場合であっても、国籍確認など、国家の専管事項に関する手続きが存在するため、結局二度手間になるからである。バスク自治州政府に対して「関係法」に基づく帰還者のデータを求めたが、判然としないという回答であった。先述のLegarreta氏も、「関係法」の支援を受けた「在外バスク系帰還者はほとんどいない」と言い切った。うがった見方をすれば、「関係法」の主眼は、スペイン政府を介在させず在外バスク系同胞コミュニティとの接触が可能な「バスクの家」の支援にあり、帰還者支援という文言は、本法を円滑に可決させるうえでの便法であったと言えないこともない。

だが、現実には、上述の①②に該当する帰還者が存在する。こうした帰還者の1人であるIzar Errandonea女史は、2011年にバスク系帰還者支援組織である「レットバスクRetbask」なる団体を立ち上げた。同氏によれば、在外同胞との関係性を規定した「関係法」の発布はスペインの17の自治州の中でも早い方だったが、在外同胞の帰還支援に関して、バスク自治州政府の対応は他の自治州に比べてはるかに後手に回っているという。自らの経験を踏まえたうえで、「どこにアクセスすればどういう情報を得られるか」という情報の提供から始める必要があるという。バスク系帰還者支援の法制化が、当面の目標になろう。

(3) 「バスクの家」

2012年3月現在、バスク自治州政府は世界25か国に計182の「バスクの家」を公認している。アルゼンチンに全体の半数弱の81個、そしてアメリカ合衆国（米国）に全体の2割の38個と、これら2か国に分布が集中していることがわかる。

世界に散在する「バスクの家」の構成員の総数を約2万人とバスク自治州政府は推算する。在外バスク系同胞の数が約500万人という同政府の見積りを仮に援用するならば、そのわずか0.4%が「バスクの家」に集っているにすぎない。したがって、「バスクの家」の分布は、在外バスク系同胞の数と正の相関関係があるわけではない。事実、38個の「バスクの家」を抱える米国の場合、2000年のセンサスによれば、バスク系の住民だと自己申告した米国人の数は57,800人である。「バス

クの家」の分布は、バスク・ホームランドと何らかの絆を有する人びとの文化的活動の活発さと、むしろ正の相関関係がある。

「関係法」が、「バスクの家」に代表される在外バスク系コミュニティに期待するところは何か。例えばスペインのガリシア自治州の場合、在外同胞支援は、自治州内選挙における在外有権者の票獲得という側面が強い。しかしバスク自治州の場合、在外有権者の数は44,000人弱（2009年）で、自治州内選挙の結果に与える影響は小さい。同法は、「バスクの家」で実践されるバスク語文化の継承・発展を後援して、「バスク」に対する肯定的なイメージを世界に発信し、ETA《祖国バスクと自由》（1959年創設。武力闘争によりバスク独立国家の樹立を目指す非合法組織。2011年10月に最終的な武力放棄を宣言。）に代表される否定的なイメージを転換することを目指す。事実、バスク自治州政府は、「バスクの家」の構成員をバスクの「民間大使」と称し、「バスクの家」のメンバー要件については、家系や出身地や性別による制限を解除するよう、指導を行い、開かれた「バスクの家」が志向されている。

「バスクの家」に対する財政援助は、各「バスクの家」の提案に基づき、所定の審査を経て予算が配分される。これに加え、自治州政府主導の事業として、①若手有志をバスク自治州に招聘し、将来のバスク人リーダーを育てる「ガステムンドゥ」事業、②インターネットを駆使した遠隔バスク語講座とバスク語講師養成事業、③1995年以来4年に一度開催される「世界バスク系コミュニティ会議」の開催などが挙げられる。

なお、在外同胞支援は、スペインやフランスのような国家レベルと、ナバラやガリシアなどの自治州レベルにおいて、おのおのパラレルに実施されている。そして、在外バスク同胞の大半は、複数の在外同胞コミュニティに同時に属している。この事実は、個人の帰属意識の複数性・多元性からだけでなく、ホームランドと渡航先との間で揺れ動く不安定なディアスボラ状況からも説明されるだろう。

（4）「バスクの家」の特徴と将来展望

個々の「バスクの家」を精査するだけの余裕は、個人研究である本研究にはなかった。しかしながら、バスク自治州政府関係者、FEVA、NABOなどに対する聴き取り、さらには、2011年11月に開催された「第5回世界バスク系コミュニティ会議」に参考した、「バスクの家」の代表ないしメンバーとの懇談や聴き取りから見えてきた「バスクの家」の全体的傾向は、おおよそ次のとおりである。とはいって、今後のさらなる検討を要することは、むろん言うまでもない。

<1>南米諸国の「バスクの家」の活動主体は移民3世から5世ないし6世。社会経済的地位は総じて高い。バスク語能力はほぼ喪失。
<2>北米諸国は移民2世から3世が主体。バスク語・バスク文化の継承維持が喫緊の課題。
<3>欧州諸国は、企業人、上級官吏、研究員などモビリティの高い若年層が主体。高度のバスク語能力を保持。
<4>バスク移民が20世紀中葉の短期間に限られ、新規のバスク移民が途絶えているオセアニアでは、バスク・ホームランドとの地理的・心理的距離の大きさが懸案。
<5>アジアについては未知数。

さて、公認される「バスクの家」の数は増加の一途だが、バスク自治州政府の予算は、反対に漸減している。従って、1つの「バスクの家」に対する財政援助額は、減額せざるをえない。対策として、今後は、財政援助の決定プロセスの透明性と公正性をより徹底させるとともに、各「バスクの家」の活動に対する適切な評価が求められていくであろう。また、非営利組織としての「バスクの家」であったが、バスク系企業との連携など、何らかの収益を上げることを容認しようという声も一部にある。

他方、世界の時間的距離が収縮しつつある今日のグローバル社会において、モビリティの高いヒトの動きの有り様は、必ずしも一定の場所に定住しない生活様式を生みつつある。一定以上の期間、外地に定住するような新規のバスク系移民の数は、大幅に減少している。また、全般に、農山村部に立地している「バスクの家」には、新たなバスク人移民の流入が少なく、メンバーの人数も漸減傾向にある。これらの在外バスク系コミュニティにおいては、バスク人のアイデンティティは世代を経るに従って薄れていくであろうし、コミュニティそのものが消失する可能性もある。また、そうでなくとも、さまざまな文化的・社会的背景を有する人びとが混交するなかで、純粋な「バスク性」というものは存立しづらくなっている。さらに、こうしたグローバル時代下のヒトの動きは、往々にして都市現象である。事実、大都市に立地する「バスクの家」では、農山村部の「バスクの家」とは反対に、構成員が増加している。「バスクの家」の将来のあり方は、いくつものシナリオが考えられるが、近未来的には、文化・社会活動を軸にした「バスクとの友好」を深める都市部中心の国際親睦団体に変容していくのではないかと思われる。

（5）結論

a) 「関係法」の主眼は、在外バスク系同胞の帰還支援というよりも、バスク自治州政府がスペイン政府を介在させずに在外バスク系同胞と直接関係を結ぶ道筋の構築にあつた。その方策として案出されたのが、同自治州政府が公認する「バスクの家」を介しての

「関係性」の樹立である。

b)ただし、在外バスク系同胞の帰還支援については、2011年に民間団体が発足し、支援の法制化を目指した動きが確認される。

c)「関係法」はバスク自治州の法律であるから、同法が想定する「ホームランド」はバスク自治州である。ところが、在外バスク系同胞コミュニティの多くが、19世紀末に興ったバスク・ナショナリズムの言説、すなわち、現バスク自治州の領域にナバラ自治州とフランス領バスク地方の領域を加えた範囲を「バスク・ホームランド」とみなすテリトリアリティ認識を堅持している。このことは、「関係法」の規定との間にしばしば齟齬をきたしている。

d)他方、「バスクの家」のメンバーシップ要件については、バスク自治州政府の指導により、出自に関する要件が外され、少なくとも各「バスクの家」の規約上、「開かれた」メンバーシップが今日では保障されている。

e)ヒト・モノ・情報の大量かつ迅速な移動を実現させている今日のグローバル社会において、在外の農山村部への新規バスク系移民の流入はほとんどなく、進行しているのは、多様な文化的背景を有する人びとが集住する都市部への「非定住型」ないし「反復型」の移動である。こうしたなかで、「バスク人」のナショナリティとテリトリアリティの枠組みは溶解しつつある。公認される「バスクの家」の数は増加の一途だが、「バスクの家」のメンバーは大都市部で増加傾向にあるものの、農山村部では漸減の傾向にある。「バスクの家」は、都市部を中心に、「バスク」との友好を望む人びとの友好団体へと、その性格を変容させていくと思われる。

5. 主な発表論文等（研究代表者には下線） 〔雑誌論文等〕（計3件）

[1]萩尾生「『第5回世界バスク系コミュニティ会議』から見えてきたもの」スペイン史学会『会報』第98号（所収予定）、2012年
〔査読なし〕

[2]萩尾生「バスク語の存続・教育から対外普及へ -エチエパレ・インスティテュートをめぐる論点-」愛知県立大学高等言語教育研究所年報『ことばの世界』第4号、pp. 65-77、2012年〔査読あり〕

[3]萩尾生「岐路に立つ在外バスク系同胞支援策 -《バスク民族色》の希釈を模索する非バスク・ナショナリスト政権-」京都大学地域研究統合情報センター『地域研究コンソーシアム・ニューズレター』9号、pp. 11-12、2010年〔査読なし〕
〔学会等発表〕（計3件）

[1] Sho HAGIO, "Euskal Kolektibitate Irekia Japonian/ Col ectivid ad Vasca Abierta en Japón/ Open Basque

Collectivity in Japan" , Kanpoko Euskal Gizataldeen V. Mundu-Batzarra/ V Congreso Mundial de Colectividades Vascas en el Exterior, Donostiaako Kursaal Jauregia/ Palacio Kursaal de San Sebastián, Azaroak 2-4, 2011/ 2-4 Noviembre 2011.

[2]萩尾生「バスク語の存続・普及から対外普及へ -《バスク・インスティテュート・エチエパレ》をめぐる論点-」愛知県立大学高等言語教育研究所主催「第9回言語教育研究会」（2011年8月11日、於愛知県立大学）

[3] Sho HAGIO, "Euskal-japoniar harreman histori koei begirada bat" , 日本バスク友好会主催、国際交流基金ほか後援 Fiesta Cultural de Japón/ Japoniar Jai Kul turala (2009年4月25日、於スペイン・ビルバオ市)

〔図書〕（計1件）

[1]萩尾生・吉田浩美（共編著）『現代バスクを知るための50章』明石書店、367頁（予定）、2012年（近刊）〔査読なし〕

※編者2名、執筆者6名

※萩尾の執筆担当は、pp. 3-18, pp. 23-33, pp. 45-57, pp. 65-101, pp. 110-112, pp. 119-198, pp. 207-225, p. 231, pp. 270-273, pp. 287-292, pp. 303-317, pp. 328-332, pp. 339-341, pp. 349-366

（ただし、刊行時に該当ページの変更が生じる可能性あり）

〔その他〕

○報道関連情報（インタビュー）（計5件）

[1] "Un'euskaldun'en Tokio" , in El País (Edición País Vasco), 03/11/2011.

[2] "Los otros hijos de Euskal Herria" in Noticias de Guipúzcoa, 03/11/2011.

[3] "Sho Hagi o: Soziólogo japoniarra" in Argia, 2011ko urriaren 30a, pp. 44-45.

[4] "Sho Hagi o: L'Euskalduna japonais" in Objectif Aquitaine, février 2011, p. 50.

[5] "El karri zketa Sho Hagi oreki n. Nagoyako Instituto Teknologikaren Irakaslea" (El karri zketaria: Carlos Sierra. 2010ko otsailaren 8an, Bilbao) http://www.euskadiasia.com/OBSERVATORIO/_entrevista_hagi_o.html

6. 研究組織

(1)研究代表者

萩尾 生 (HAGIO SHO)

名古屋工業大学・大学院工学研究科・教授
研究者番号 : 10508419

以上